

連載 千座の置き戸（ちくらのおきど）

第二百四十九回 真正護憲論のあゆみ（その三十九）

南出喜久治（令和6年8月1日記す）

かがみにて なほまがあかし ききさばき たまでつつみて つるぎでわかつ
(鏡にて直禍明かし效裁き(真正護憲論)勾玉で包みて(講和條約説)剣で辨つ(無効宣言、破棄通告)

無効論に対する承認必謹論による反論は、合法性の問題及び正統性の問題において、どのような位置づけになるのについて述べます。

承認必謹論は、先づ、合法性の問題において、理論的には、始源的有効論の根拠の一つとして認識されます。しかし、これは独立した学説として成立したものではなく、新無効論（真正護憲論）が自説を根拠づけるために予想される反論として組み立て、これに再反論するために編み出した想定問答の仮説です。

ところが、この仮説は、単なる仮説ではなく、実際には、占領憲法の正統性を否定しつつも、それでもなほ無効論に踏み切れない人々の抱いてゐる漠然とした躊躇の本質を顕在化したものであります。つまり、この仮説は、昭和天皇が公布された占領憲法を無効であると主張することが伝統的な承認必謹の教へに悖るとする心情を代弁したものに他なりません。

具体的には、押し付け憲法論を展開しながらも、この躊躇のために、無効論を採つて占領憲法を否定する勇気がなかつた消極的な有効論者の心的葛藤の軌跡でもありました。

しかし、法的には、公布といふ形式的行為に天皇の憲法改正大権の本質が存在してゐるのではありません。また、「天皇と雖も國體の下にある」とする我が國の國體及び歴史伝統の理解からして、さらに、帝國憲法の立憲君主制の理解からしても、天皇が法的義務としてなされる事実行為に過ぎない公布行為がなされたことを以て、占領憲法が憲法として有効となるとする考へは、占領憲法下で天皇主権を認めるといふ矛盾に陥ります。

それゆゑ、公布行為に合法性の根拠を認めることができないのです。

したがって、この仮説の設定には、先づ、合法性の問題について、これが始源的有効論の根拠とはなり得ないことを証明した点と、押し付け憲法論の域を出られなかつた消極的有効論者のトラウマを治癒して無効論へ転換しうる契機を与へた点において一次的な意義

が見出され、さらに、正統性の問題についても、公布行為を天皇が拒むことができない事実行為であるにもかかはらず、これが正統性の根拠とはならないことを明らかにした点において二次的な意義が認められるのです。

ところで、有効論に立つたとしても、占領憲法の正統性を否定し、憲法改正を主張する見解であれば、政治運動の理念として一応の評価ができるのではないかといふ考へがあります。

しかし、このやうな考へは全く評価に値しないどころか有害です。このやうな考へ方は、有効論の立場で「押し付け憲法論」を主張する見解に多いのですが、これが如何に不条理な見解であるかについては前に述べたとほりです。

確かに、有効論に立つた押し付け憲法論でも、占領憲法の「正統性」は否定できるでせう。しかし、正統性を否定したところで、法理論的にはあくまでも有効論に止まつてゐる限り、残された道は、政治運動としての「改正論」だけです。改正は、数の勝負ですから、正統性の更なる否定（改悪）の危険が差し迫つてくる現状で「改正」の気運を高めることは、むしろ改悪勢力に加担する結果となり、このやうな理念に基づく政治運動は無責任かつ有害であり何らの展望も見出せないのです。

なお、正統性について附言すれば、「自衛隊」の創設もまたアメリカに押し付けられたものであり、国軍としての正統性はありません。それゆゑ、占領憲法の正統性を否定する見解に立つならば、「押し付け憲法」の正統性を否定すると同時に、「押し付け自衛隊」の正統性も否定して、自衛隊の解体を叫ばなければ一貫性を欠くことになります。しかし、巷で唱へられてゐる押し付け憲法論では、占領憲法を否定しても自衛隊は無条件で肯定してをり、正統性について二重基準を用ゐるといふ矛盾を抱へています。やはり、占領憲法については、「正統性」は勿論のこと、その「合法性」の双方を否定せねばなりません。

「押し付け」といふ中途半端な考へ方に囚はれてゐるのが、未だに承認必謹論のトラウマから解放されずにゐることに原因があるとすれば、一日も早くそのことに気付くべきでせうもし、彼らの言う承認必謹を徹底したいのなら、占領憲法が押し付け憲法であるといふ批判も止めるべきですし、不磨の大典である占領憲法の改正を論ふことも厳に謹まなければならぬはずです。

占領憲法の護憲論や改憲論などの系譜と意義について説明しますと、占領憲法に関する議論、特に、第9条をめぐる議論について、占領憲法定期（昭和21年）の頃と、朝鮮戦争勃発時（昭和25年）から自衛隊創設時（昭和29年）にかけての冷戦時代突入期とを比較すれば、全く様相を異にしてゐることに留意する必要があります。

第9条について明確に護憲論が登場したのは、再軍備のための改憲論が俄に台頭したことに呼応したことであり、護憲論はソ連・中共の手先、改憲論はアメリカの手先がそれぞれの主流を占めました。尤も、これらの手先ではない良心的な意味での護憲論や改憲論もありましたが、政治的にはこれらの手先に取り込まれて利用されてきました。

さらに、この護憲論と改憲論の対立は、日米安保条約の破棄論と継続論の対立とも交錯して組み合はされ、複雑な政治状況を形成しました。

「反安保闘争」と「護憲運動」を組み合はせることは、ソ連・中共による極東の共産化実現にとって軍事的障礙となる米軍の撤退と、「解放」を容易にさせるための非武装化を図るための戦略であり、そのために、このやうな陰謀を、民主主義、平和、人権などといふ呪文で隠蔽し、鬼畜米英で培つた戦前の反米民族感情まで総動員させるといふ効果的な戦術まで用ひたのです。

これに多くの憲法学者や政治家が意図的かつ積極的に加担したのですが、冷戦構造の崩壊のどさくさに紛れて何ら自己批判することなしに今なほ彼らは延命してゐます。

しかし、いづれにせよ、この護憲論と改憲論は、鋭く対立するものの、例外なく占領憲法の有効論であるといふ点で共通してをり、いはば、戦勝国である連合国（国連常任理事国）内の覇権争ひの走狗として踊らされてゐるに過ぎませんでした。連合国の中先がそれぞれに分かれて代理戦争として争つてゐたといふことです。この図式は、冷戦構造の崩壊後も基本的には同じ様相のまま続いてゐます。

日米安保を破棄するか継続するかは、刻々と変化する国際状況から判断しなければならない政治政策の問題ですが、占領憲法の合法性を肯定するか否定するかは政治政策の問題ではありません。本質的な国家方針の問題なのです。

ところが、冷戦構造が崩壊し、占領憲法の合法性を根本から見直す時期が到来したにもかかはらず、従来からの主張や運動のしがらみに拘り、占領憲法の有効論を主張する勢力は、たとへ民族派を自称しやうとも我が民族の自決を阻止する戦後保守思想（戦後体制を守らうとする思想）の反日勢力として淘汰されなければならない対象であることを深く自覚せねばなりません。